

Ryukoku University

教員免許事務担当者講習会



改正教職課程認定基準等について

2023年2月11日

社会学部教務課 小野 勝士

1. 大学設置基準の改正を受けての改正点

1. 専任教員の取扱い

赤字の部分は全大学に関係のある内容

- ①名称を「専任教員」から「教職専任教員」に改める。
- ②学内の他学科等に所属する教員や非常勤講師（条文でいう「ただし書教員」）も一定条件下で自学科等の「教職専任教員」として扱うことができる。
- ③「ただし書教員」を「教職専任教員」として扱う場合は、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内とする。

★4分の1算入について

幼：領域と教職専門科目の合計の4分の1（合計6名の場合は1人を算入可）

小：教科と教職専門科目の合計の4分の1（合計8名の場合は2人を算入可）

中高：教科専門の必要最低教職専任教員数が4名以上の教科のみ1人を算入可

中高養栄：教職専門科目の必要最低教職専任教員数が4名以上の場合のみ1人を算入可

特支：必要最低教職専任教員数が4名以上となる場合は1人を算入可

- ④「ただし書教員」を「教職専任教員」として扱くと、複数の学科等（他大学を含む）で教職専任教員として扱うことができる。C大学D学科で教職専任、E大学F学科でも教職専任教員とすることもできる。

2. 教育実習の単位計算の時間数

1単位の時間数を30時間と明記

2. 基幹教員制度の対象

学校種	適用省令	教員制度
大学（通学制）	大学設置基準	基幹教員
大学（通信制）	大学通信教育設置基準	
専門職大学	専門職大学設置基準	
短期大学（通学制）	短期大学設置基準	
短期大学（通信制）	短期大学通信教育設置基準	
専門職短期大学	専門職短期大学設置基準	
大学院（通学制）	大学院設置基準	研究指導教員、研究指導補助教員 （従前のおりで変更はない）
大学院（通信制）		
専門職大学院	専門職大学院設置基準	

→今回の改正で教職課程に影響があるのは大学・短期大学。基幹教員制度を導入しなければ特段変更はない。

→基幹教員制度を導入しなければ「ただし書教員」の4分の1算入は適用できない。

→基幹教員制度の導入は1学科等のみに限定することはできず、適用にあたっては導入する大学または短期大学全体の教員制度を基幹教員制に移行しないといけない。

3. いつから基幹教員制度に移行するのか

1. 今後認可申請・届出設置に伴う改組がなければ従前の専任教員の制度のまま。
2. 2023（令和5）・2024（令和6）年度開設の改組については従前の制度か基幹教員制度を選択できる。
3. 2025（令和7）年度以降開設の改組については基幹教員制度適用となる。

基幹教員制度の適用にあたっては、改組対象の学科等のみならず、改組対象となる学科等を設置している大学または短大のすべての学科等において基幹教員制度を導入する必要がある。

4. 基幹教員とは

以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員 ＜教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定＞
② 右に記載の A 又は B のいずれか	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。） ＜一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬 20 万円以上）を想定＞
	(B) 当該学部の教育課程における年間 8 単位以上の授業科目を担当する教員

大学設置基準解説資料30頁をもとに作成

5. 基幹教員制度の教職課程への影響 1

基幹教員の要件を満たさない年度については専ら当該大学に所属していても基幹教員として扱うことができない。

⇒例えば、研究員、育休・産休や役職者で全コマ免除となる場合、教授会等の教育課程の編成等に責任を担う立場を離れる場合。

(改正前の専任教員制のときはそのような扱いではなかった)

ところが教職課程認定基準上は、単年度で基幹教員の要件を満たさなくとも教職専任教員として扱うことができる（これまでの研究員や、育休・産休や役職者で全コマ免除となる場合の扱いから変更なし）

< 令和6年度開設用手引きQ&A : No. 1 1 6 >

- 従来から共通開設可能な場合は、共通開設を行う複数の課程・学科等において1名の教職専任教員をそれぞれの課程・学科等の教職専任教員として扱うことが可能である。
- 大学をまたいで、C大学D学科で教職専任、E大学F学科でも教職専任教員とすることもできる。



**RYUKOKU
UNIVERSITY**